

財務省告示第八十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十七年度の初日から平成十八年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十八年二月二十八日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十七年度の初日から平成十八年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	二八・八 トン
三	六 トン
四	二六、一四二 トン
五	一、二七 トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
六一五トン	六三五トン	一一、八八五トン	八二、二八二トン	三一、二二七トン	七二九トン	五四四、五四 トン	一、一六二、三八七トン	四、五一一、九一八トン	五二、五六 トン	四、 五七トン	四、七九四トン	三四、八五一トン	・九五トン	・四二トン	一三トン

二九	一、二六二トン
二八	八トン
二七	一、六二四トン
二六	一、二二三トン
二五	トン
二四	二二トン
二三	五、二四三トン
三三	一、二六トン
三一	三、四四三トン